

# 阪神電車罷業と本會の應援理由

吾等は如何なる争議でも援助するものではないが、正當であると思ふに違くべからず、罷業に對しては全力を傾くるを辭せない。これ吾等が阪神電車従業員諸君の罷業に對し大馬の勞を惜しまなかつた所以である。思ふに交通機關の安全と正確さは交通労働者の精神的感話と肉體的健康とを基本要件とする。交通労働者の健康とこれを保持し増進するだけの労働条件を必要とする。されば阪神の従業員諸君が

初任日給賃與合計月取三十九圓一錢六厘に過ぎざる事、従つて一家の生計を維持する爲めには殘業手當を得べく一日二十四時間乃至三十二時間働かねばならぬ事、右の長時間労働の結果は睡眠不足となり、事故を惹起するに至る。

等を述べ「日給三十錢」の増額を要求したるを以て、誰が不當なりと云ひ得よふぞ。

然るにも抑らず、交通労働者の罷業は動もすれば輿論の攻撃に遇ふ。

先に大正九年四月東京市電従業員の罷業するや、市當局は「従業員が公益を顧みず故なくして突如罷業を決定せるは、市民を敵として戦ふものである」との忠告を放つたことがある。

交通機關は他の生産機關と異り、其停止の影響が直接であり、社会的である。當中の杜絶は、一般消費者「市民」をして當惑せしむる。

多くの市民は、彼等の交通の安全が、何を基本要件とするかに想到し然るる暇なく、眼前の不便に感傷的の然りを發する。而して資本主、市當局にせよ、會社にせよ「はこの市民の短見を利用して、電車罷業を反社會性なりと罵る。」

吾等は交通労働者の罷業の容易に決すべきでないことを認める。然れ共同時に、交通労働者の重大な贓責とそれに堪ゆるだけの労働條件の與へらるべきことを主張する。

歐米に於ては交通労働者の罷業を避けんが爲めに、他の種類の労働者よりも優なる労働条件を與へてゐるのが常である。

吾等は輿論の感傷的憤慨や、營利的企業者の策略に煩はざる、事なく、次の事を明確に知悉する必要がある。

- 第一に、疲勞と不健康を齎すが如き労働條件に甘んずるは交通の正確と安全とを委任せられたる交通労働者の重大なる贓責を忘却せるものである。
- 第二に、市民は、交通労働者の生活を機軸として、交通の便益を主張すべき何等の權利を有するものではない。交通労働者は職して市民の奴隸ではない。
- 最後に人間としての生活を恢復すべき權利はあらゆる労働者の等しく有する處である。この故に交通労働者が組合を組織し、擧業權を保留することは至當なることである。

吾等は阪神電車従業員諸君の團結と奮闘に敬意を表する。

(其の筋の注意に因り遺憾ながら四行削除す)

七月二十七日

日本労働總同盟大阪聯合會